

情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

図総務課 ☎8226・1111 内線22009 FAX8222・9252

情報公開制度

は、「土浦市情報公開条例」に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

請求などができる方

情報の公開を請求できる方（請求者）は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、または市の事務事業に具体的な利害関係を持っている方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる「公開の申出」により、情報の開示を求めることができます。ただし、「公開の申出」により求めた情報が仮に非公開となったときは、請求者のような審査請求（後述）をすることはできません。

請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓

□である情報公開室（市役所本庁舎3階）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書（公開の申出）のときは情報公開申出書）に必要事項を記載していただきます。

都合で情報公開室に来ることができないときは、郵送やファクスなどでも受け付けていますので、詳しくはご相談ください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします。

なお、事由や請求量により公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします。

公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧、視聴または写しの交付により行います。

審査請求

情報の非公開の決定に不服があるときは、請求者は行政不服審査法に基づく審査請求をすることができます。

この審査請求については、土浦市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行います。

令和2年度の運用状況

この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が295件で、申出が26件の合計321件でした（別表1参照）。

これらの請求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は99・2%になっています。

また、審査請求の状況は別表3のとおりです。

【別表1】公開請求などの状況(単位:件)

実施機関	件数	主な内容									
			市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	都市産業部	建設部	小計	市議会	教育委員会
市長公室	229	広報紙等配布業務委託契約書など									
総務部	22	住居表示台帳など									
市民生活部	9	地区長名簿など									
保健福祉部	4	デイサービス事業補助金決算書など									
都市産業部	9	建築基準法第42条第2項道路承諾書など									
建設部	10	土木備一覧表など									
小計	283										
市議会	8	委員会会議録など									
教育委員会	2	校舎等の図面および写真など									
消防長	2	危険物施設一覧など									
監査委員	26	定期監査に係る報告書など									
合計	321										

【別表2】公開請求などに対する決定などの状況(単位:件)

件数	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
56	76	1	188	321	

【別表3】審査請求の状況(単位:件)

審査請求件数	処理の内訳
7	新規
6	前年度継続
0	認容
10	棄却
2	却下
1	審議中
13	計



個人情報保護制度

は、「土浦市個人情報保護条例」に基づき、皆さんが、市が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に、その訂正などを請求することができる仕組みです。

個人のプライバシーの保護を図るとともに、公正で信頼される市政の推進に資することを目的としています。

請求ができる方

自分に関する個人情報についての請求は、どなたでもすることが出来ます。また、未成年者または成年被後見人の法定代理人および2親等以内の血族の方は、本人に代わって請求をすることが出来ます。

請求の方法

請求の内容に応じて、所定の請求書を情報公開室に提出してください(注)。郵送で請求することも出来ますので、詳しくはご相談ください。

開示請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(30日を限度として延長する場合があります)に開示するかどうかを決定し、書面で通知します。なお、次のような個人情報は

開示できないことがあります。

- ① 請求者以外の者の個人情報を含み、その者の権利利益を侵害することになると認められる個人情報
- ② 個人の評価などに関する個人情報であつて、当該評価などに著しい支障を及ぼすおそれのある個人情報
- ③ 市が行う事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのある個人情報

開示の方法

あらかじめ請求者と協議のうえ、お知らせした日時、場所、個人情報の閲覧、視聴またはその写しの交付により開示を行います(注)。

訂正請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に訂正するかどうかを決定し、書面で通知します。

削除請求に対する決定

請求書を受理した日の翌日から起算して30日以内(60日を限度として延長する場合があります)に削除するかどうかを決定し、書面で通知します。

審査請求

開示請求、訂正請求および削除請求に対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることが出来ます。

【別表4】開示請求の状況(単位:件)

実施機関	件数	市長部局					
		市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	都市産業部	会計課
審査会に係る議事録	1	8	6	11	1	1	
□頭意見陳述に係る記録など							
印鑑登録証の取得履歴など							
身体障害者手帳に係る診断書など							
道路位置指定申請書							
支出名簿							
救急要請に係る記録							
合計	29	1	1	1	1	1	

令和2年度の運用状況

この1年間の個人情報の開示請求などの状況は、別表4、7のとおりです。

土浦市職員採用試験の総合得点および順位については、その内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律的に行うことができ、一度に多くの請求が見込まれるものであることから、特例として「□頭による開示請求」が認められています。

【別表5】□頭による開示請求の状況(単位:件)

土浦市職員採用試験	開示請求期間		開示請求者数 / 受験者総数
	令和2年10月1日付採用	令和2年7月29日、8月31日、9月30日	
1次試験	7 / 203人	12 / 39人	
2次試験	12 / 766人	30 / 103人	
令和3年4月1日付採用	11月16日	12月7日	
1次試験	8月31日	12月7日	
2次試験	11月16日	12月7日	

※1次試験については、不合格者のものに限りません。

【別表6】開示請求に対する決定の状況(単位:件)

件数	開示	一部開示	非開示	不存在	合計
6	16	1	6	29	

皆さんから提出された申込書や台帳などに記載された個人情報、市がその情報を保有する必要がなくなった時点で、確実かつ速やかに処分または消去しています。

(注) 手続きの際には、本人またはその法定代理人などであることを証明するために、運転免許証やパスポートなどの本人確認書類を提示または提出してください。

【別表7】

個人情報を取り扱う事務の数(単位:件)

実施機関	件数	市長部局													
		市長公室	総務部	市民生活部	保健福祉部	都市産業部	建設部	会計課	小計	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	農業委員	国土審議委員会	消防長
36	56	140	209	88	102	2	633	130	17	4	7	1	46	7	845